草 津 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和８年８月定例会

（８月２１日開催）

草 津 市 教 育 委 員 会

出席委員	教育長	藤田雅也
	委員	森登世美
	委員	小辻寿規
	委員	我孫子智美
	委員	駒村晃子

事務局出席者	教育部長	髙岡良秀
	教育部理事（生涯学習・スポーツ推進・図書館担当）	奥谷美津子
	教育部理事（学校教育担当）	西田和弘
	教育部副部長（総括）	小寺恵正
	教育部副部長（図書館担当）兼　図書館長	二井治美
	教育部副部長（学校教育担当）兼　学校教育課長	辻　大吾
	生涯学習課長	山田貴彦
	スポーツ推進課	遠藤　敦
	歴史文化財課長	井上博道
	学校政策推進課長	名田雅信
	教育総務課長	山田晋作

令和８年８月草津市教育委員会定例会会議　次第

令和８年８月２１日　午後２時００分開会
（草津市役所　２階　特大会議室）

日程第１　会期の決定について

日程第２　７月定例会会議録の承認について

日程第３　教育長報告

日程第４
付議事項（１０件）
議第４５号　臨時代理の承認を求めることについて
議第４６号　臨時代理の承認を求めることについて
議第４７号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第４８号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第４９号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第５０号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
議第５１号　草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて
議第５２号　草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
議第５３号　草津市学校運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
議第５４号　令和９年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについて

日程第５
報告事項　（３件）
（１）定期監査の結果について
（２）草津市学校教育情報化推進懇談会委員の委託について
（３）草津市教育情報セキュリティ対策基準の制定について

開会　午後２時００分

藤田教育長　　それでは、ただいまから草津市教育委員会８月定例会を開会いたします。

――――――日程第１――――――

藤田教育長　　日程第１「会期の決定について」でありますが、本日１日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員　　―　　異議なし　―

藤田教育長　　異議がないようでございますので、８月定例会は本日１日限りといたします。

――――――日程第２――――――

藤田教育長　　次に、日程第２「７月定例会会議録の承認について」でございますが、あらかじめ事務局から配布され、確認されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員　　―　異議なし　―

藤田教育長　　異議がないようですので、７月定例会の会議録は承認されたものと認めます。

――――――日程第３――――――

藤田教育長　　次に、日程第３「教育長報告」に移ります。

それでは、まず私の方から諸般の報告をさせていただきます。

７月２９日に、草津モラロジー事務所主催の道徳教育の研究大会が開催されましたので、来賓として出席をし、御挨拶を申し上げました。挨拶の中で２０２３年に作られた「小学校　～それは小さな社会～」という映画が今年の２月からネット配信

され巷で話題になっているという話をさせていただきました。

この映画は、東京都の公立小学校に通う１年生と６年生の学校生活に焦点を当てて、挨拶や挙手の仕方、掃除や給食当番、そして集団行動といった日本の学校の当たり前の日常を通じてこどもたちが社会の一員としての規律や協調性、責任感を学んでいく姿が鮮明に描かれた作品でありました。

また世界からは、日本の素晴らしい教育システムと称賛をされる高い規律や協調性、また思いやり、責任感というものが、週１回の道徳の教科だけではなくて､普段の学校生活を通じて、こどもたちに身につき、そして社会の一員として育っている姿がよくわかる作品でありました。

一方で、この映画ではこのような学校生活が、みんなと同じ行動が求められるが故に、同調圧力を生み出してこどもたちの主体性や個性が抑圧されかねない副産物の面にも触れられていました。

本市の学校現場におきましても、道徳的な価値感を押し付けるのではなくて、話し合い活動などを工夫した授業の実施や、こどもたちが主体となった学校行事等に取り組むなど、引き続き道徳教育の充実に取り組んでいく考えをお話をさせていただきました。

次に８月５日に、不登校児童生徒を持つ保護者のオンラインコミュニティ「明るい不登校」を主催されている山本りかさん、この方は草津市在住の方ですが、その方がこの度「きょうだい不登校」という書籍を出版をされました。その出版を記念したトークショーが開催されましたので、激励に訪れました。

山本さんは著書の中で不登校のきょうだいがいると他のきょうだいにも影響して、不登校が家庭全体の問題にもなり得る、親としてこどもにどう関わったら良いのかなどを御自身の経験をもとに書かれ、内容も拝見させてもらいましたが、まさに保護者向けの教科書とも言えるような内容で、いろんな悩みを抱えていらっしゃる保護者の皆さんに力を与える１冊だと思ったところでございます。

本市では、これまでからフリースクールの通所補助金の支給や全ての小・中学校の登校支援室とその専任教員の配置、またやまびこ教室の増設など児童生徒向けの支援は年々充実をしていますが、保護者支援についてはなかなか行き届かないとこ

ろもあるのが実態だと思っています。行政では届かないところもあって、山本さんのそんな活動があることは非常にありがたいことだと思います。これからも様々な皆さんの力をお借りして、こういった不登校支援の充実にも努めていきたいと思っているところでございます。

次に８月１９日ですが、６中学校から生徒会や委員会を代表して、１７名の中学生が参加をした第５回の草津市こどもサミットが開催されました。今年のテーマは、「わたしたちが挑戦できるこどもまんなかの学校づくりとは」ということで、こどもたちが将来社会に出たときに自分たちの社会は自分たちで切り開くことがますます重要になっていきます。そのためにも自ら学び考え、他者と協働して、社会のために活躍する資質能力を育てるスクールＥＳＤに取り組んでおります。このスクールＥＳＤは地域の課題などについて考え、そして提案や発信を行っていますが、生徒だけではどうしても進まないこともあります。学校はどうかなと考えますと、学校では生徒が主体的に考え、先生と協力して進めていけば、学校を変えられるのではないかなと思っています。この学校を変えるという経験が、学校を社会に置き換えると、この学校づくりの経験が将来社会に出たときに大きな力になると考えています。

３つのグループにわかれて話し合いが進みまして、このこどもまんなかの学校づくりのためにどうしたらいいのかということで、多くの意見を取り入れるために目安箱やアンケート、また立候補制や有志を募る方法、そして話し合う機会を増やすことも大事だと、より多くの人と協力して取り組むために、その取組を地域や他校へもＰＲして多くの人に参加してもらうなどの意見が出ていました。

また、生徒会担当の先生のグループからは、生徒の提案を実現するためにと、支援の内容や話し合う場づくり、経費など様々な環境づくりがどのようにできるのか、そして様々な取組の計画性をどのように高めていくのかなど、教師として生徒の活動を支える意見が多く出されました。

サミットの最後には、今年は各学校からこんなことをやりたいという計画を提案してもらい、その提案を応援する補助金を出すための審査会を用意していますので、今日の話し合いを参考に、こどもまんなかの学校づくりの企画提案を出していただ

いて、皆さんの考えるこどもまんなかの学校づくりを進めてほしいとメッセージを送り、サミットが閉じられました。今後の各校の生徒の主体的な学校づくりの提案を大いに期待するところでございます。

以上で私の方からの報告を終わらせていただきます。

それでは、委員の皆様から、教育全般に関する事項で、御意見・御感想などをお願いいたします。

森委員

８月の活動報告をさせていただきます。

７月２８日、文部科学省の総合教育政策局・中園和貴氏による「生命の安全教育指導者研修」に参加させていただきました。性暴力、性被害の低年齢化が指摘されていますが、ＳＮＳ等を通じた小学生の被害児童が増加している現状等を最初にお聞きしました。この教育は課題未然防止教育として位置づけられ、誰かを傷つけるのではなく、嫌だと声をあげたり、大人に相談するという、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動を取れる力を身につけることができるようにとのことで、つまり社会で生きる力に繋がるということでした。課題を未然に防止するためには、正しい知識を知ることが大切です。

デートＤＶという言葉が今のようにまだ一般化されていなかった頃、中学３年生にデートＤＶについて講師の先生に教えていただいたことがあります。殴る、蹴るということは、すぐ生徒はＤＶと結びつくのだけれども、例えば自分以外の他の異性に話さないでほしい、異性と会話をしないでほしいとか、行動を制限されたり、束縛されたりすることがＤＶに当てはまるということを当時気づいていない生徒もいました。正しい知識を知ることが課題の未然防止に繋がると思います。

また、８年ほど前、中学校の教育現場を退職し、幼稚園の園長として幼児教育の現場に行ったときに、驚いたことがありました。園児が幼稚園の先生の胸を触ろうとしていたんですね。触っちゃ駄目なんだよと伝えて、こどもたちに性教育をやらないとと思ったことを思い出しました。すぐ園児にもわかりやすく教えてくださる講師の先生に来ていただいて、水着で隠れる部分がプライベートゾーンであるということや、ここは自分だけの大切なところであること、相手のプライベートゾーンは触

ってはいけないことなどを、４歳と５歳児だったので、大きなお人形（水着を付けた）を使って教えてもらいました。それから誰かに触られたり、見られたりしたら嫌だということや、逃げること、それからこんな嫌なことがあったということを大人に言うということなども言ってもらいました。こどもたちにしっかり教えておかないと、小さいこどもたちは自分の身に何が起きているのかわからないので、先生方や職員の方にも、こういったことを教えることの大切さを伝えました。それが１学期でした。それから、２年後には、幼児課の養護教諭が、各園に、夏前にはプライベートゾーンを始めとする様々なことを教えに来てくれるようになりました。今はもうしっかりとできていると思います。

今回、生命の安全教育の研修で、講師の先生がお話してくださった中で、私が特に印象に残ったキーワードを挙げると、まずは「受援力」です。何かあったときに助けてって言える力、相談先を見つける力、困難な場面にあったときにどのように対処するのか、その先に相談先があるということを知る、これは全て生きていく上で大切な力です。もう一つは、「ＮＯ・ＧＯ・ＴＥＬＬ」です。「ＮＯ」は嫌だと断る、「ＧＯ」は逃げる、「ＴＥＬＬ」は伝える、相談するということです。その時の話の中で、性的同意とか、体の距離感、心の距離感の話も出てきましたけれども、こどもたちには、この「ＮＯ・ＧＯ・ＴＥＬＬ」をしっかり心に留めて、より良い関係性の構築をしていってほしいなと思います。

実際に、生命の安全教育を学校教育の教育課程の中で実施するとなると、どこに入れていくのかなと。確かに教育長もおっしゃっていましたが、学校教育には〇〇教育がいっぱいあって、一時間でも入れることが難しく、系統立てて入れられたら一番だとは思いますが、無理はしないで、各学校、各学年の現状に合わせて、入れられるところから、例えば中学校の保健体育、あるいは人権教育、または道徳等、できるところから、まずは未然防止の意味を大事にして正しい知識を教えるというところから、現状を踏まえて、こどもたちに指導していただけたらと思います。

次に、昨日の８月２０日の草津市の学校経営管理研修会に参加し、富山大学の笹田名誉教授から「こども参加の学校運営に

ついて」、お話を聞きました。
　学校運営協議会ではなく、「学校協議会」という名前も初めて知りました。学校協議会という形ではないけれど、草津市でもそれぞれの学校でこどもたちの意見や考えを聞く機会を持ち、それぞれの学校の運営に反映しているのをよく聞きます。例えばスマホの取り扱いにしても、こどもたちの意見を聞いてこうしたとか、あるいは学校の行事に関してもこどもたちの希望を聞きながら編成していっているとか、学校の先生方だけで進めているのではなく、こどもたちの意見も聞きながら進めている学校が多いなと私自身は思っています。
　こどもたちが学校運営に参加するには、学校、先生方とこどもたちの間に一定の信頼関係、こどもたちが安心して意見が言える環境、そういった学校風土・土壌があることが必要です。
　こどもと大人、大人というのは教師や地域関係者、保護者全てですけれども、それぞれが協力して本気になって、何かを変えようとしたとき、それが実現できたときには、小さなことであっても、こどもたちにとっては大きな自信になり、自己肯定感が高まるので、成功体験となります。
　当事者意識を高めることにより、市民生活、社会の一員として、他の人と関わりながら責任を持って行動する姿勢や資質が育まれていくと考えます。
　これからもこどもたちの意見を表明する機会を大切にして、形にしていってそれを進めていっていただけたらなと思います。
　以上です。

小辻委員

　まず、橋川市長が辞任ということで、改めて橋川市長が草津市の学校教育に残していただいたもの、この頃の地震等での体育館空調等の件では草津では対応ができているということも含めて、非常に教育行政に関しまして、大きな力を発揮していただき、改めて感謝を申し上げたいなと思っております。
　その上で、お話をさせていただきたいと思います。
　先ほど、お話にもありましたが、草津市学校経営管理研修会の方に私も参加をさせていただきました。
　学校協議会の話も含めて、今回の笹田先生が、テーマとして、大事にされてきた児童生徒の学校参画も含め、しっかりと御説

明いただいて大変勉強になりました。

特に、シチズンシップ教育というところで、こどもたちにどこでしっかりと権利や自分たちの対等・平等という話をするかがありましたが、私の言葉で言うと、水平な関係づくりをしていくのが大事かという話を改めていただいたなと思っております。

そうした中で、児童生徒を含め、一市民として、しっかりとどんな思いで繋いでいくのかというところで、実際に学校の中での心配事と言いますか、こどもたちに権利や様々な決定権を委ねていくとうまくまとまらないのではないか、先生方が考えられておられる理想の教育そのものが、ある意味では壊されていってしまう可能性もあるのではないかというところも含めて、御心配をされる中で、実際にはそうではないこともわかってきて、うまく回ってるんだよという話も、改めて聞きに来られた先生方にとって、励ましや同時に安心感を与えていただいた会だったのかなと思っております。

それぞれの先生方の教育論や教育観も違うとは思いますが、このお話を一つの参考事例としていただきながら、そこに全てを委ねる必要もないとは思いますが、これからの三者のあり方、学校、保護者の方、児童生徒の皆さん、そして地域の方も含めて様々なことを考えていただけるような場を作っていただけたらなと切に願っています。

最後のところで、学校毎で創意工夫してという話をいただいたときに、非常に大切な「学校毎」というキーワードをいただいたのもありがたいなと思ってお話を聞いておりました。

また、草津宿街道交流館の常設展も拝見をさせていただきました。常設展といってもいつも同じものがあるわけではなく、常々、入れ替えをされているということでした。

私が見たときには横井金谷絵師の中神コレクションが展示されていて、常設展ではありますが、非常に爽やかな夏を体験していただきたいという話も聞きました。せっかくなので、その常設展も含めて、皆さんに知っていただくと言いますか、実は変わっているんだよと、企画展のときには、いろんな新しいものが見えると思って来ていただいている方もいると思いますけれども、実は常設展でもいろんな変更があるんだよということを、市民の方々にもぜひ知っていただいて、夏の暑い日の

避暑を兼ねて、ぜひお越しいただけるといいなと思いながら、拝見をしておりました。
以上です。

我孫子委員

７月２８日に生命の安全教育指導者研修会に参加してきました。今回の研修会を通して、私達が成長する中で自然と学んできたことを、今は意識的にこどもたちに伝えていく必要があるということを改めて感じた研修会でした。
性犯罪の件数や種類が増えている中で、生命の安全教育は、こどもたちが被害に遭わないためだけの教育ではなく、自分自身、相手の体、そして心を大切にするための教育であるのかなと感じました。
幼児期からの発達段階に応じて、伝えていくことの重要性もあげられていましたし、また人との距離感について身体的な距離だけではなく、心の距離についても考える機会が必要だという話もありました。
小学校低学年向けで、手を繋いでもよいかどうかを相手に確認することが大事なんだよという話もあったのですけれども、私が運動指導をしていく中で、仲間づくりとか運動の導入のところで手を繋いで輪を作るということをしていたのですが、それってどうなんだろうといろいろ考えさせられるきっかけをいただけたなと思います。それが悪いというわけではなく、こども一人ひとりの気持ちや意思を尊重する視点を日々の指導の中で、持っておかないといけないと感じました。
今回、文部科学省が普及のために資料を用意されているということで、小中一貫教育の中で発達段階に応じて段階的に学んでいく事例や、保護者参観という形で、こどもだけではなく保護者が一緒に学んで考える時間を作るという取組の紹介などもありました。
こうした資料も先生方がお忙しいこともあるので、活用していただきながら、学校だけでなく、家庭や地域も含めて継続的に学んでいくという機会を作っていただくことがすごく必要だなと感じたところです。
以上です。

駒村委員

８月の活動報告をさせていただきます。

まず先日、８月１７日に保育園で避難訓練を実施しました。水害をテーマにしたのですけれども、こちらは乳児さんの通う保育園ということで内容は避難バッグの中身を確認したり、水害に関するクイズをしたりというものだったのですが、保育者の振り返りを今回かなり念入りに行いました。

というのも、私の弟が千葉県に住んでいて、先日の大雨洪水警報レベル５に初めてなった地域で、印西市というところに住んでいたからなんです。被害としては停電程度でしたが、姪っ子が徒歩５分の距離のおばあちゃんの家に行って、雨で帰れなくなったそうです。東京で働いていたので、弟はそのまま東京に留まり、弟の妻は、お風呂に入っていて停電に遭いまして、だんだんとお湯が出なくなってくる恐怖を味わい、非常に怖かったということも言っていました。幸い浸水することはなかったそうですが、今回、近隣地域のハザードマップも確認したんですけれども、ハザードマップ上は想定されてないような被害が出た地域もあったということで、草津市も多くのところはそこまでの被害、水による被害はないであろうというハザードマップかと思うのですけれども、大丈夫ではないな、油断はできないなということを非常に感じまして、想像力を働かせながら避難訓練を行いました。

熊本では、大きな地震があり、その後ガス爆発などもありましたし、「おはしも」という言葉がありますけれども、戻らないということがどれだけ大事かということも痛感しました。避難時の持ち出しバック等に入れるものや入れないもの、備蓄品として園内に置くもの、もしもの場合の持ち出しやすい工夫や量、訓練の内容の工夫など、いつも以上に今回は確認を行いました。おそらく小中学校でも夏休み明けにそういった対策や訓練をされるのかなと思ったんですけれども、自分事として考えられることがこどもたちにとっても、大事なのかなと思ったことでした。

そして、８月１日に、草津市人権同和教育研究大会に参加させていただきまして、崇仁発信実行委員会の藤尾まさよ先生のお話を伺いました。

藤尾先生は御自身が人権学習を通して正しいことと間違っていることをきちんと知ることができた。自分の中の差別を知ったとおっしゃっていました。差別されることも差別すること

も経験された中で気づかれたことは、知らないということは人に残酷なことをさせる、知ろうとしないということは気が付かないということだと人権学習の大切さを語られました。今回の御講演を聞くまでは、私の中にも、黙っていたらと言いますか、誰も口にしないうちに差別というのはなくなっていくのではないかという、ぼんやりとした希望的観測があったのですけれども、それは新たな差別を生んでいるということをお話から学ぶことができました。精力的に活動されていて、藤尾先生の実践の姿に非常に勇気をいただいた研修でした。

最後に、昨日、私も草津市の学校経営管理研修会に参加させていただきまして、森委員、小辻委員がお話しされたとおりなんですけれども、少しお話はそれますが、ちょうど今、系列園の苦情処理規程というのを見直しています。昨日、その中でふと思ったことですが、通常、塾やその他のサービス業には、カスタマーサービスセンターはあっても、苦情処理規程は用意しておらず、保育園で初めて私はそういうものを用意したのですが、それはサービス業であれば、例えば塾であれば嫌なときはやめればいい、やめられると言いますかそういう方法がとれますけれども、やめたいからやめるという方法が取れないのが法的サービスと言いますか義務教育とも考えられるのかなと思いました。

その中で、教員、保護者、こどもという三者がお互いに心地よい空間、よりよい関係性、よりよいあり方を検討することがサービス業のような一方的な形ではないところの面白さかなと感じました。

最後に、講演でのお言葉にあったように一律の方法ではなくまた正解も一つではないというところから取組の大変さと、それから面白さで教員の皆様への期待が非常に高まる機会となりました。

以上です。

藤田教育長

それでは「教育長報告」につきましては、これで終わらせていただきます。

――――――日程第４――――――

藤田教育長	次に、日程第４、付議事項に移ります。 「議第４６号臨時代理の承認を求めることについて」は人事に関することでございます。また、「議第４７号から議第５０号までの地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」は草津市議会９月定例会に関する議案でございまして、現時点で公表されていない議案であることから、会議を公開しないこととすべきであると思います。 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第１４条第７項では、「教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の３分の２以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」となっておりますので、この規定に基づきお諮りいたします。 議第４６号から議第５０号を公開しないこととすることについて、御異議はございませんか。
各委員	―　異議なし　―
藤田教育長	異議なしと認めます。 よって、議第４６号から議題５０号について公開しないこととといたします。 これらの議案につきましては、最後に審議することといたします。 また、本日お諮りいたします、「議題５４号令和９年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについて」は、採択協議会の申し合わせにより、午後３時より議事に入る必要がございますので、議案の順番が前後したり、一旦休憩をとらせていただく場合がありますので、御承知おきください。 それでは、「議第４５号臨時代理の承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長　「議第４５号臨時代理の承認を求めることについて」、教育総務課の山田が御説明申し上げます。
議案書は３ページから５ページでございます。
４ページをお願いいたします。
このたび、教育委員会に所属する職員の人事異動を行うに当たりまして、委員会の会議を招集する時間的ないとまがございませんでしたので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定によりまして、教育長が臨時に代理をさせていただきましたので、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。
５ページをお願いいたします。
物価高騰対応重点支援事業の終了に伴い、欠員等が生じている所属に対し、必要な執行体制を整備するため、スポーツ推進課へ職員１名が、８月１日より異動したものでございます。
以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。何とぞ、御承認いただきますようお願い申し上げます。

藤田教育長　ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。
本議案につきまして、御異議ございませんか。

各委員　―　異議なし　―

藤田教育長　異議もないようですので、議第４５号は、承認されたものと認めます。

次に、「議第５１号草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて」を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

生涯学習課長　「議題５１号草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて」、生涯学習課の山田から説明申し上げます。
議案書は６９ページから７２ページでございます。
草津市社会教育委員につきましては、社会教育に関する諸計

	画の立案や教育委員会からの諮問に応じ意見を述べることを担っていただいており、社会教育法第１５条第２項および草津市社会教育委員設置条例第２条の規定に基づき、草津市社会教育委員を委嘱しております。 ７０ページを御覧ください。 このたび、前回の定例教育委員会において、お認めいただきました社会教育委員のうち、公募委員の枠に欠員がございましたことから、新たに表に掲載しております１人の方を委嘱させていただきたいと考えております。任期は８月２１日から令和１０年７月３１日でございます。 以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。
藤田教育長	ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。 本議案につきまして御異議はございませんか。
各委員	―　異議なし　―
藤田教育長	異議もないようですので、議第５１号は、原案どおり可決されたものと認めます。 次に、「議第５２号草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」を審議いたします。 事務局の説明を求めます。
スポーツ推進課長	「議第５２号草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」、スポーツ推進課の遠藤より説明申し上げます。 議案書は７３ページから７６ページでございます。 ７５ページを御覧ください。 草津市スポーツ推進審議会は、スポーツ基本法第３１条の規定に基づき設置をされているもので、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議をいただいている機関でございます。 定数を１０人と定め、学識経験者、関係行政機関の職員、ス

	ポーツ関係団体等により推薦された者、草津市市民参加条例第８条の公募により選考する市民とし、任期は２年と定めております。 　この度、任期満了に伴い、草津市スポーツ推進審議会に関する条例第４条の規定に基づき、７４ページに記載をさせていただいております皆様を新たに委嘱することにつきお諮りするものでございます。 　任期につきましては、令和８年９月１日から令和１０年８月３１日までとなっております。 　以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。何卒御審議賜りますようお願い申し上げます。
藤田教育長	ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。 　本議案につきまして御異議はございませんか。
各委員	―　異議なし　―
藤田教育長	異議がないようですので、議第５２号は、原案どおり可決されたものと認めます。 　次に、「議第５３号草津市学校運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」を審議いたします。 　事務局の説明を求めます。
学校政策推進課長	「議第５３号草津市学校運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて」、学校政策推進課の名田が説明申し上げます。 　議案書の７７ページから７９ページを御覧ください。 　草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につきましては、草津市学校運営協議会規則第６条で、協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する、また、同条第２項において、教育委員会は前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聴くものとすると定められております。 　４月から７月の定例教育委員会において、小中学校２０校か

	ら２１８名の委嘱および任命について御承認いただいたところです。 ７８ページをお願いします。 このたび、草津市立老上小学校長から追加で名簿のとおり、１名の委員の選出があったことを報告いたします。任期は、令和８年８月２１日から令和９年３月３１日までとなります。 以上、誠に簡単ではございますが説明とさせていただきます。何卒御審議賜りますようお願い申し上げます。
藤田教育長	ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。 本議案につきまして御異議はございませんか。
各委員	―　異議なし　―
藤田教育長	異議がないようですので、議第５３号は、原案どおり可決されたものと認めます。 先ほども申し上げましたが、「議題５４号令和９年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについて」は、採択協議会の申し合わせにより、午後３時より議事に入る必要がございますため、先に報告事項に移ります。 ――――――日程第５―――――― 次に、日程第５、報告事項に移ります。 事務局の説明を順番にお願いします。
教育総務課長	「報告事項 1 定期監査の結果について」、教育総務課の山田が説明申し上げます。 報告書は、９７ページからでございます。 先日、草津市監査委員から令和８年度に実施されました定期監査結果報告が公表されました。 教育委員会所属で監査の対象となりましたのは、９７ページに記載しております７つの学校でございます。監査における意見や指摘事項は９８ページ、９９ページに記載のとおりでござ

いますが、志津小学校を除く６つの学校について、記載のとおり指摘事項がございました。
　指摘事項に対しましては、早期に改善を図ってまいります。
　誠に簡単ではございますが、報告事項１についての説明は、以上でございます。

学校政策推進課長

　「報告事項２草津市学校教育情報化推進懇談会委員の委託について」、学校政策推進課の名田より説明申し上げます。
　報告書の方は１０１ページおよび１０２ページを御覧ください。
　草津市学校教育情報化推進懇談会は、草津市の小学校におけるＩＣＴ教育の推進および情報教育の充実を図り、計画的かつ組織的に教育の情報化を推進するために開催しております。
　本懇談会の委員は、草津市学校教育情報化推進懇談会開催要項第２条第２項の規定により、情報教育に精通する者、学識経験を有する者、学校教育の関係者、草津市市民参加条例第８条の公募により選考する市民のうちから教育長が委託するものとなっております。
　今年度につきましては１０１ページに記載されております７名の方を委員に委託し、１２月１７日に懇談会を開催して、草津市の学校教育の情報について様々な御意見をいただく予定としております。
　誠に簡単ではございますが、報告事項２についての説明は、以上でございます。

　続きまして、「報告事項３草津市教育情報セキュリティ対策基準の制定について」、説明申し上げます。
　議案書は１０３ページおよび１０４ページを御覧ください。
　教育情報セキュリティポリシーは、市立小中学校の情報資産について、誰が、何をどのように守るのかを具体的に示すために制定するものです。セキュリティポリシーのうち、基本方針については、地方公共団体として一つとするところから今回は、セキュリティポリシーのうち対策基準について制定をいたしました。
　対策基準の具体的な内容につきましては１０４ページの目次項目にあります内容について定めております。

誠に簡単ではございますが、報告事項３についての説明は、以上でございます。

藤田教育長　ただいまの３件の報告事項に対しまして御質問等はございませんか。

それでは「報告事項」につきましては、以上で終わらせていただきます。

３時までまだお時間がございますので、一旦ここで休憩とさせていただきます。

――――――休憩――――――

藤田教育長　それでは、再開させていただきます。付議事項に戻ります。

次に、「議第５４号令和９年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについて」を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長　「議第５４号令和９年度使用教科用図書の採択につき議決を求めることについて」を、学校教育課の辻が説明申し上げます。

公立の各小中学校で使用する教科用図書の採択については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定により、採択地区協議会が設置され、この協議会で行われた教科用図書選定の結果に基づき、各市町教育委員会で年度ごとに採択することになっております。

資料１ページから２ページをお開きください。本市が所属する、教科用図書第二採択地区協議会の規程を載せております。この教科用図書第二採択地区協議会は、草津市、栗東市、守山市、野洲市、湖南市、甲賀市の６市で構成されており、それぞれの教育長、教育委員代表、保護者代表を委員とする協議会です。この協議会において、第二採択地区内の各市立小中学校で使用する教科用図書が選定されます。

次に、本日議決を求めることならびに第二採択地区での教科

用図書選定までの経緯と結果について説明いたします。資料の３ページが今年度の経緯となっております。

本年度は、小中学校「特別支援学級一般図書」の採択替えを行います。現在までに協議会を２回、代表協議会を１回、幹事会を３回開催しました。併せて、５月２９日から７月１０日にかけて、各市より選出した委員による調査委員会を開催し、厳正かつ精密な調査を行いました。８月３日の協議会では、委員長より調査報告を受け選定し、第二採択地区としての議決を行いました。

資料の４ページからが今年度の調査報告書となります。

小学校は、一昨年に選定を行いましたものでございます。議案書の８３ページから８４ページが通常学級で使用するものの一覧と理由です。８５ページから８７ページは、特別支援学級で使用するものの一覧です。特別支援学級で使用するものについては、学校教育法附則第９条の規定により、文部科学省著作本と検定本以外にも、絵本などの一般図書からも選定することができます。小学校知的障害学級用につきましては、保健において「ドキドキワクワク性教育②大切なからだ・こころ」１冊が選定されました。

続いて、中学校は、昨年選定を行いましたものでございます。８９ページから９０ページが通常学級で使用するものの一覧と理由です。中学校の特別支援学級の一覧は、９１ページから９２ページです。数学において「とことんやさしい算数使いかたナビ１　くらしにべんり！数と計算」、「とことんやさしい算数使いかたナビ２　くらしに使おう！時間と単位」、「とことんやさしい算数使いかたナビ３　くらしで発見！いろんな図形」の３冊が選定されました。

なお、弱視学級については、小中学校とも、通常学級で採択された教科用図書の拡大版と文部科学省著作本であります点字版の教科用図書を選定しています。

続いて、協議会において、調査委員長より報告されました調査結果の概要について説明いたします。

小学校特別支援学級においては、令和７年度に保健で選定を見送られた図書１冊について、選定し直すことを目的として調査し、「ドキドキワクワク性教育②大切なからだ・こころ」が調査委員会から推薦されました。選定理由としましては、この図

書の構成が、「からだの成長」、「プライベートなところ」、「こころの成長」の３つの視点で構成されており、心身のことやからだの権利についてわかりやすい言葉や挿絵で学ぶことができること、それぞれのところで具体的な事柄や児童の身近な場面を取り上げて示されているので、自分の心身のことやからだの権利について気づいたり考えたりできる内容となっていること、親しみやすい挿絵が多く使われ、仮名表記や説明も随所に入っているので、児童にとってわかりやすく示されており、興味をもって学ぶことができることを挙げられました。このような内容により、知的障害学級の児童が、自分の体や心がかけがえのないものであり、自分自身やまわりの人を大切にすることを学ぶことができる図書であるとのことで、推薦されました。

続きまして、中学校特別支援学級の一般図書についてです。

中学校特別支援学級では、令和８年度使用教科用図書に選定されていた図書のうち、供給不能となった３冊について補充する事を中心に調査・選定を行い、数学で「とことんやさしい算数使いかたナビ１　くらしにべんり！数と計算」、「とことんやさしい算数使いかたナビ２　くらしに使おう！時間と単位」、「とことんやさしい算数使いかたナビ３　くらしで発見！いろんな図形」の計３冊を選定しました。選定理由としましては、これら３冊の図書では、数や計算の基礎、少数や分数、長さや広さ、図形などについて、分野ごとに具体的な写真を用いて絵本のように紹介されているため、特別支援学級の生徒にとってイメージしやすく、理解するのに効果的であることを挙げられました。

説明は、以上となります。

藤田教育長　　では、いま説明のありました小中学校の特別支援学級の一般図書について、見本もございますので、見ていただきながら、御意見、御質問はいかがでしょうか。

我孫子委員　　小学校の特別支援学級の保健の「ドキドキワクワク性教育②大切なからだ・こころ」の本ですけれども、昨年度はこの本自体の手配が難しいということで、リストから消えていましたが、それまでは選択できた図書ということもあって、からだの仕組み、からだのつくりの違いや成長、体の権利について、ま

	たこころの成長や性の多様性についてまでとてもわかりやすく記されているなと感じました。 先ほどの説明にもあったとおりなんですけれども、自分の体を守るためだったり、自分の気持ちを大切にするためにそれぞれどんなことに気をつけたらいいのか、どう考えたらいいのかを具体的に例を挙げ、描かれていたのでこどもたちがイメージしやすい、わかりやすいのではないかなと感じました。
藤田教育長	他に御意見いかがでしょうか。
森委員	８月３日の第二採択地区協議会の方に参加させていただきました。 そのときに出た意見を紹介させてもらいます。「ドキドキワクワク性教育②大切なからだ・こころ」については二つ意見が出て、まず１つめの意見は使用学年が３・４・５・６のところに丸があったので、３年から６年まで、この１冊で学ぶことになるのですかという御質問がありました。担当の先生はこどもによって状況は違うので、３年から６年の間のその子にとって良いときに、教えてもらったらいいですとお答えされていました。 もう１つの意見はとてもわかりやすい、平易な言葉で書かれてわかりやすい、ただからだの成長、プライベートなところ、最後にこころの成長と３つにわかれる、そのこころの成長の内容のところがちょっと広がり過ぎて保健の内容としてはいいのかなと思ったりもしたという御意見がありました。あとは特にございませんでした。
藤田教育長	中学校はいかがでしたか。
森委員	中学校の数学は特に意見はありませんでした。
藤田教育長	見本をみていただいていますが、小中学校含めて他に御意見はいかがでしょうか。
駒村委員	中学校の数学ですが、推薦理由のとおり、写真が多く、サポートの特別支援級ということだけではなく、数というものと生

	活というものの結びつきがイメージしにくいんだろうなということをよく感じます。例えば文章題でお風呂のお湯の量はと聞かれているのに４万リットルでも特に疑問を感じないということがよくありますが、そういう点から言っても生活のいろいろな場面で単位や時間、それから数、計算づけというものが示されてとてもわかりやすいと感じました。
藤田教育長	その他、御意見はよろしいでしょうか。 それでは、お諮りします。 令和８年８月３日に開催されました、教科用図書第二採択地区協議会における選定結果に基づき、令和９年度の草津市立各小中学校の使用教科用図書を採択することに御意義ございませんか。
各委員	― 異議なし ―
藤田教育長	異議がないようですので、議第５４号は、原案どおり可決されたものと認めます。 それでは先ほど非公開といたしました議案の審議に移りたいと思います。 ― 非公開 ―
藤田教育長	次に、「議第４７号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
スポーツ推進課長	「議第４７号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、スポーツ推進課の遠藤より説明申し上げます。 議案書は１１ページから１３ページでございます。 内容といたしましては、今年度の６月議会の補正予算の際に

少し説明させていただきました総合体育館空調設備設置工事の契約の締結となります。

１３ページを御覧ください。

地方自治法第９６条第１項第５号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条では、予定価格１億５０００万円以上の工事の契約は議会の議決に付さなければならないと規定されており、このたびの契約がこちらの規定に該当するため、総合体育館空調設備設置工事の契約の締結について、議決を求めるものでございます。

入札手続きにつきましては、既に実施しておりまして、条件付き一般競争入札という契約の方法で入札・開札を行い、１億９，００８万円で草津設備株式会社が落札し、事前に仮契約書の締結を実施したところでございます。

また参考で工事概要を記載しており、工事場所は松原中学校横の総合体育館で下笠町にございます。

工事期間につきましては契約締結日から令和９年８月３１日までとしておりますが、来年の夏には空調を御利用いただけるよう、来年の７月１日から供用開始を予定しております。

工事の概要はアリーナ、観覧席、柔剣道場、トレーニング室に床置き型空調設備を設置しようとするもので、設計・施工・工事監理業務を実施するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議賜りますよう、お願い申しあげます。

藤田教育長　ただいまの説明について、御意見、御質問はございませんか。

特に意見もないようですので、議第４７号は意見なしとして市長に回答することといたします。

次に、「議第４８号および議題４９号地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」は、関連した議案ですので、一括して審議させていただきます。

事務局の説明を求めます。

教育部副部長（総括）	「議第４８号および議題４９号の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、教育委員会事務局の小寺から説明を申しあげます。 議案書は１５ページから６３ページでございます。 議第４８号および議題４９号は、９月定例市議会に対し、教育委員会に関連する令和７年度草津市一般会計歳入歳出決算および学校給食センター特別会計歳入歳出決算を提案するに当たりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、市長より意見を求められているものでございます。 議案書の１９ページをお開きいただきたいと思います。 横書きの表でございますが、これは一般会計および５つの特別会計の決算概要でございまして、一般会計では、収入済額が中ほどの（C）の列で、６８３億２，５８４万７千円、支出済額は右の方の（F）の列でございますが、６７６億７，６４１万円でございます。 その右が翌年度への繰越額１９億４，０５１万２千円、一番右ですが、歳入歳出差引残額が、6 億４，９４３万７千円となったところでございます。 また、特別会計の行の上から３つ目でございますが、当委員会所管の、学校給食センター特別会計につきましては、収入済額が（C）の列の１２億８６５万４千円でございまして、収入未済額、すなわち給食費が滞納となっている額でございますが、こちらが１９４万３千円でございます。右の（F）列の支出済額１２億６４４万６千円、一番右ですが、歳入歳出差引残額が、０円となったところでございます。 次に２０ページ、２１ページを御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、一般会計の決算概要でございまして、歳入歳出それぞれ款別の内訳を記載しているところでございます。 ２１ページの、歳出の「１０．教育費」を御覧いただきたいと思います。予算額８８億９，２７８万４千円に対し、決算額７９億３４４万２千円でございまして、不用額が９億８，９３４万２千円となったところでございます。

２２ページ以降につきましては、それぞれ事業について主な成果をまとめたものでございます。細かいところはお読みいただきたいと思いますので、詳細な説明は割愛させていただきます。

以上誠に簡単ではございますが、説明とさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようようお願い申しあげます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

駒村委員

先ほど、給食費の未納があったというお話があったと思うのですが、給食費無償化も行われていたように思います。その中で、どのくらいの割合で未納額があって、今後どこに入ってくるのでしょうか。

教育総務課長

教育総務課の山田でございます。

無償化につきましては、令和６年度から中学校給食が始まりましたが、令和７年度は小学校ではまだ実施されていませんでした。正確には、１学期は無償化が国の補助金を用いて行われましたが、２学期、３学期は、米の価格高騰、物価高騰分に国の補助金が活用され、給食費の高騰はおさえましたが、従来分の給食費は頂戴していたと思います。

どのくらいの割合かというところですが、６２ページを御覧ください。決算額１１億７，０４４万円に財源内訳の「諸」という欄があると思います。こちらが給食費に当たると思いますのが、２億７，８４４万円となっております。収入未済額は１９ページの１９４万３千円となっており、当該年度も過去からの分も入っている可能性もあります。

教育部長

教育委員会の髙岡でございます。

補足いたします。

６２ページの保健体育費ですが、事業名が職員費と管理運営費となっており、管理運営費に（学校給食センター）と（第二学校給食センター）があり、小学校の給食と中学校の給食になります。

	その２つ隣に決算額があり、職員費が３，５９９万５千円、管理運営費は１１億７，０４４万７千円となっています。職員費は主に学校給食センターの職員の給料等です。管理運営費は給食の管理費です。その右側に「一」と「諸」と書いているところがございます。先ほど教育総務課長が説明いたしました「諸」の２億７，８４４万円が保護者の方等からいただいている給食費になります。「一」と書いているのは保護者の方から直接徴収しているわけではなく市の方で負担するということで、ここは特別会計ですので、一般会計の方から繰り出している分になります。中身の説明でもありましたように、一部の給食費が未納となっております。過去からの分が含まれておりますが、一定期間で徴収されたら未納がなくなりますし、滞納されている方の資力がなかった場合は、債権放棄をするという一定のルールがございます。 今年度からは特別会計から一般会計化されましたけれども、その債権につきましては、引き続き徴収作業をしていくという形になります。
藤田教育長	一般債権は何年で消滅ですか。
教育部副部長（総括）	法律が変わりまして、５年だと思います。
藤田教育長	法律で何年で時効と決まっておりまして、徴収しようと思うと裁判所に訴えなければなりません。徴収できなければその時点で、不納欠損処理をしなければなりません。その場合、０になります。税金も同じです。
教育部長	学校にいらっしゃるうちに、訪問等をして徴収努力をするのですが、卒業されるとなかなか難しいというのが現状です。
藤田教育長	その他、御意見よろしいでしょうか。 意見等もないようですので、議第４８号および議題４９号は意見なしとして市長に回答することといたします。
	次に「議第５０号　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案につ

いて意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」を審議させていただきます。
事務局の説明を求めます。

学校政策推進課長

「議第５０号地方教育行政の組織および運営に関する法律第２９条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて」、学校政策推進課の名田が説明申し上げます。
議案書は６５ページから６７ページでございます。
６７ページを御覧ください。
財産の取得につきましては地方自治法第９６条第１項第８号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。
取得する財産の種類につきましては、動産で電子黒板一式でございます。
電子黒板につきましては、平成２８年頃より学校の普通教室の方に整備を進めてまいりました。普通教室の整備率１００％を達成したのですが、耐用年数等を鑑みまして、国のデジタル活用推進事業債の対象となる令和１１年度までに平準化して計画的に更新するという計画を立てております。
今年度の取得価格につきましては２，９２５万５，６００円でございます。
取得の相手方は株式会社ウチダビジネスソリューションズでございます。取得しますのは電子黒板１２２台となります。
以上、誠に簡単でございますが説明とさせていただきます
何卒、御審議賜りますようお願い申し上げます。

藤田教育長

ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。
特に意見等もないようですので、議第５０号は意見なしとして市長に回答することといたします。

以上をもちまして、本日の議事は終了となります。
これをもちまして８月の定例会を終わらせていただきます。
次回は、９月１７日（木）１４時００分から、教育委員会室

にて定例会を開催する予定ですので、よろしくお願いいたします。

閉会　午後３時４０分